

国指定史跡

加越国境城跡群及び道

—一切山城跡・松根城跡・小原越—

整備基本計画書



国指定史跡

史跡加越国境城跡群及び道

—切山城跡・松根城跡・小原越—

整備基本計画書

平成30年3月

(2018年)

金 沢 市

(金沢市埋蔵文化財センター)

例　言

1. 本書は、国指定史跡「加越国境城跡群及び道　切山城跡　松根城跡　小原越」の整備基本計画を定めた計画書である。
2. 整備基本計画の策定は、史跡整備の基本計画を定めるため、平成29年度に文化庁及び石川県の補助を受けて実施した。
3. 計画の策定にあたっては、加越国境城跡群及び道保存整備検討委員会、文化庁文化財部記念物課、石川県教育委員会事務局文化財課の指導及び小矢市教育委員会生涯学習文化課の協力のもと、金沢市文化スポーツ局文化財保護課に事務局を置いて実施した。なお、本市では、文化財保護施策をまちづくりに反映させることを目的として、教育委員会所管の文化財行政を市長部局である文化スポーツ局文化財保護課が補助執行している。
4. 本書の執筆、編集は向井裕知（金沢市文化財保護課主査）が担当した。ただし、第2章第1節、第3章第4・5節、第4章第3節、第5・6章は株式会社東洋設計（石川県金沢市）に委託した史跡加越国境城跡群及び道整備基本計画策定業務の成果を編集して掲載した。
5. 本書の作成にあたっては、多くの関係者・関係機関の方々の協力を得た。

目　次

第1章　計画策定の経緯と目的	1
第1節　計画策定の経緯	1
第2節　計画の目的	1
第3節　委員会の設置・経緯	1
1. 委員会の設置	1
2. 開催の経緯	2
第4節　関連計画との関係	2
第5節　計画の実施	3
第2章　史跡を取り巻く周辺環境	4
第1節　自然的環境	4
1. 位置・地形等	4
2. 動植物	4
第2節　歴史的環境	7
第3節　社会的環境	9
1. 地域資源	9
2. 交通アクセス	9
3. 周辺の主な施設	9
第3章　史跡の概要と現状・課題	10
第1節　史跡指定の状況	10
1. 指定告示	10
2. 指定説明文とその範囲	10
第2節　史跡の概要と現状	17
1. 位置と環境	17
2. 加越国境城跡群及び道の歴史	17
3. 現在までの調査概要	19
第3節　指定地の状況	21
1. 土地等の地目	21
2. 土地等の所有関係	22
第4節　現状	22

1. 切山城跡地区	22
2. 松根城跡地区	23
3. 小原越地区	24
第5節 課題	25
第4章 基本理念と基本方針	26
第1節 基本理念	26
第2節 基本テーマ	27
第3節 基本方針	27
1. 保存・活用の基本方針	27
2. 整備基本方針	28
3. 管理・運営基本方針	28
第5章 整備基本計画	29
第1節 ゾーニング・動線計画	29
1. ゾーニング	29
2. 動線計画	30
第2節 地区別ゾーニング・動線計画	33
1. 切山城跡地区	33
2. 松根城跡地区	34
3. 小原越地区	35
第3節 整備計画	36
1. 切山城跡地区	38
2. 松根城跡地区	40
3. 小原越地区	42
第4節 整備項目	44
1. 残土の撤去	44
2. 法面の修復	44
3. 丸太・倒木の撤去	45
4. 雑草（下草）の処理	45
5. 侵入防止柵の設置	45
6. 散策路の設置	46
7. 散策広場の設置	47
8. 管理・休養施設の設置	48
9. 案内・解説施設の設置	49
10. 立体復元	52
11. デジタル復元	54
12. 杉林の整理	56
13. 駐車場の設置	58
第5節 整備に係る遺構の保存に関する計画	58
第6節 事業実施計画	59
第6章 史跡活用計画	61
第1節 管理・運営計画	61
1. 行政の管理・運営体制	61
2. 住民団体等との連携体制	61
第2節 活用計画	62
1. 歴史資産としての活用	62
2. 地域資産としての活用	62
3. 学校教育における活用	62
4. 生涯学習における活用	62

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

国指定史跡「加越国境城跡群及び道 切山城跡 松根城跡 小原越」は、平成27年10月7日付文部科学省告示第168号によって指定された。

平成28年2月3日付で本史跡の管理団体に指定された金沢市では、加越国境城跡群及び道を後世に保存し、多くの国民が親しめるような活用を行い、そのために必要な整備の方向性や基本方針を定めることを目的として、平成28年度に保存活用計画を策定した。

その保存活用計画に基づいて、史跡の保存と活用を効果的に推進するための史跡整備の基本計画を定めるために、平成29年度に国庫補助金及び石川県費補助金の交付を受けて、整備基本計画を策定した。

なお、加越国境城跡群及び道は、北陸道から分岐する小原越などの脇街道に沿って築城され、加賀前田方と越中佐々方との攻防の舞台となった城跡群と道（街道）からなる遺跡である。本計画は、今回指定となった、小原越とそこに沿う切山城跡と松根城跡を対象としている。

第2節 計画の目的

加越国境城跡群及び道は山間部に所在しているために、一部が整備されている松根城跡を除いて大半が森林や藪等に覆われている。金沢市営造林地に所在している範囲はある程度の手入れはされているが、その他はあまり人の手が入らない荒地に近い状態となっている。

本計画は、以上のような現状を改善し、次に示す事項について、効果的に保存及び活用するための整備がどうあるべきかの指針と方向性を示すことを目的として策定するものである。

- ① 加越国境城跡群及び道の本質的価値を保全し、後世へ確実に継承するための整備
- ② 加越国境城跡群及び道の価値と魅力を広く公開・活用するための整備

第3節 委員会の設置・経緯

1. 委員会の設置

本計画及び平成28年度に実施した保存活用計画の策定に関して、指導及び助言を得るために、「史跡加越国境城跡群及び道保存整備検討委員会」を以下のとおり設置した。委員は、現地及び調査成果を熟知する調査指導委員会委員がそのまま引き継いだ。

委員会の構成

委 員 長	谷内尾晋司（考古学、石川考古学研究会 顧問）
委 員	木越隆三（文献史学、石川県金沢城調査研究所 所長）
	千田嘉博（城郭考古学、奈良大学 教授）
	山崎幹泰（建築史学、金沢工業大学 教授）
	山本建夫（地元代表、金沢市三谷地区町会連合会 会長）
アドバイザー	文化庁記念物課、石川県教育委員会文化財課
オブザーバー	小矢部市教育委員会生涯学習文化課
事 務 局	金沢市文化スポーツ局文化財保護課

2. 開催の経緯

開催日	審議内容
平成 29 年 9 月 22 日	第 1 回 史跡加越国境城跡群及び道保存整備検討委員会 ・整備基本計画の概要（案） 保存活用計画書、史跡の概要、現状における課題と整備の方向性 基本理念
平成 30 年 2 月 2 日	第 2 回 史跡加越国境城跡群及び道保存整備検討委員会 ・整備基本計画の概要（案） 基本テーマ、基本方針、ゾーニング・動線計画、整備計画
平成 30 年 2 月 27 日	第 3 回 史跡加越国境城跡群及び道保存整備検討委員会 ・整備基本計画の概要（案） 整備実施計画、史跡活用計画

第 4 節 関連計画との関係

本市においては、昭和 60 年に制定された基本構想を踏まえて、平成 26 年（2014）に新たな都市像として『世界の「交流拠点都市金沢」をめざして』を策定した。この都市像は、これまでのまちづくりの方向性を踏まえながら、個性を大切にし、魅力を磨き高めることで、人・モノ・情報を引きつけ、同時に発信していくことによって、成長、発展していく交流拠点都市をめざすものであり、金沢がめざす今後 10 年間の新たな方向性を示したものである。

本計画は、上記都市像を具現化するための計画のひとつとして位置づけられ、歴史的風致維持向上計画などと整合及び連携できるものとする。

【上位計画】

金沢市都市計画マスタープラン

本マスタープランは、都市計画法に基づいて本市が定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、総合的な指針である「金沢世界都市構想」及び石川県が定める金沢都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」を踏まえ、概ね 20 年後を想定した金沢市の将来像を示すとともに、今後の金沢市における土地利用の基本方針や都市施設の整備方針などを明らかにするものである。地域別のまちづくりの中で、史跡指定地は北部地域に位置づけられ、丘陵に広がる斜面緑地や貴重な植生、歴史的なまちなみ景観や由緒ある寺社仏閣等の景観の保全を図るとされている。

金沢市歴史遺産保存活用マスタープラン（歴史文化基本構想）

本マスタープランは、本市の個性を示す都市の基本構造と歴史遺産の現状を把握し、それらの歴史的変遷と独自性・関連性に基づき価値を明らかにし、その保存・活用のための方針と方策を示すことを目的として策定されたものである。史跡指定地は、山辺の歴史遺産に該当し、山地に点在する戦国期の山城跡として、中世の争乱に関わる遺跡と位置づけられている。

金沢市歴史的風致維持向上計画

本計画は、金沢固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、「歴史まちづくり法」第 4 条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づき、同法第 5 条の規定により策定されたものであ

る。

戦国時代末期の北陸の戦乱を示す遺跡として、松根城跡を代表とする城跡が加越国境一帯に分布するとされている。史跡指定地周辺は城下町と密接に関わってきた地域の歴史的風致に位置づけられ、城下町の物流を支えた交通や産業の拠点とされ、その保全が必要とされる。

金沢市景観総合計画

本市における景観施策の長期的な行動指針計画であり、景観形成の基本理念や景観まちづくり方針、地域別景観形成基本方針などを示す。指定地は北部地域に属し、農地や自然環境が広がる本市の北の玄関口に位置づけられ、魅力ある拠点景観の創出を図るとされている。

金沢魅力発信行動計画

本市では、平成27年3月の北陸新幹線開業に向けて、その効果を最大限に引き出すために、新幹線に対応した各種施策に取り組む具体的な行動計画として、金沢魅力発信行動計画を策定した。施策の方向性として、金沢らしさの源である歴史文化遺産を活かした“魅力あるまち”をつくることを掲げ、歴史まちづくり法に基づく「歴史都市」の認定を機に、歴史文化遺産を活用したまちづくりを一層推進するとし、本史跡の国史跡指定を目指すことも明記された。

【法令等】

文化財保護法

史跡指定地 平成27年10月7日

都市計画法

市街化調整区域 昭和45年7月1日

金沢市屋外広告物条例

禁止区域（第5種） 平成8年4月1日

金沢市における夜間景観の形成に関する条例

照明環境形成地域（自然環境地域） 平成17年10月1日

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例

重要広域幹線景観形成区域

景観計画区域（その他の区域） 平成21年3月24日

第5節 計画の実施

本計画は、平成30年3月28日の報告書刊行を経て、同年4月1日より実施する。